重症

度

# 小児中核病院(三次)

## 【高度小児専門医療、小児救命救急医療】

- ○小児地域医療センターでは対応困難な 高度専門入院医療の実施
- ○小児の救命救急医療の24時間体制での実施

重篤な小児患者の照会

高度専門医療等を要する患者

# 小児地域医療センター(二次)

## 【小児専門医療、入院小児救急、新生児医療】

- ○一般小児医療機関では対応困難な小児専門医療の実施
- ○入院を要する小児救急医療の24時間体制での実施

-----緊急手術等を

要する場合の連携

# 初期小児救急(一次)

○初期小児救急の実施

常時監視等を要する患者

# 相談支援

○子ども医療電話相談事業 (#8000事業)



# 一般小児医療(一次)

- ○地域に必要な一般小児医療の実施
- ○生活の場(施設含む)での療養・療育支援

## 時間の流れ

大阪府小児医療体制検討部会 資 料

#### 小児医療の体制構築に係る指針

#### ●目指すべき方向

当面、<u>日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に</u>、 すべての小児医療圏で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。

#### ●小児の医療体制に求められる医療機能

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) 地域において、急病時の対応等について健康相談・支援を実施する機能【相談支援等】
- (2) 地域において、日常的な小児医療を実施する機能【一般小児医療】【初期小児救急】
- (3) 小児医療圏において中心的に小児医療を実施する機能

#### <小児地域医療センター>

- ① 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】
- ② 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】
- (4) 三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能

#### <小児中核病院>

- ① 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】
- ② 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

#### ● 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討

都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、<u>小児地域医療センター、小児中核病院といった各種機能を明確にして、小児医療圏を設定</u>する。小児医療圏を設定するに当たっては、<u>小児地域医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の</u>医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

#### ●第8次医療計画に向けて

各都道府県においては、産科・小児科の医師偏在対策に関連する下記事項について検討することとする。

- 小児科医師確保計画との整合性
- 医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、小児医療の提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化 等

# ■ 医療体制構築に係る指針「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」 ② (令和2年4月13日付け医政地発0413第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

大阪府小児医療体制検討部会 資 料

#### 小児の医療体制に求められる医療機能

~【小児地域医療センター】・【小児中核病院】とは~

#### 【小児地域医療センター】

二次(小児)医療圏において中心的に小児医療を実施する機能

#### ① 【小児専門医療】

#### ア目標

・ 一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する<u>小児専</u>門医療を実施

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を実施
- ・ 一般小児科病院等では対応が困難な患者や<u>常時監視・治療の必要な</u> 患者等に対する入院診療を実施
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般小児科病院等と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域の小児医療を全体として実施
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携
- ・ 療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施

#### ウ医療機関の例

- ・地域小児科センター
- 連携強化病院

### ②【入院小児救急】

#### ア目標

- ・ 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施
- イ 医療機関に求められる事項
  - ・ 入院を要する小児救急医療 を 24 時間 365 日体制で実施
  - ・ 小児科を標榜する診療所や一般小児科病院等と連携し、 入院を要する小児救急医療を担う
  - ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携
  - ・ 療養・療育支援を担う施設と連携
  - ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施

#### ウ 医療機関の例

- ・地域小児科センター
- 連携強化病院
- 小児救急医療拠点病院

#### 【小児中核病院】

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能

#### ① 【高度小児専門医療】

#### ア目標

- ・ 小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する<u>より高度な</u> 小児専門入院医療を実施
- ・ 当該地域における医療従事者への教育や研究を実施
- イ 医療機関に求められる事項
  - ・ 小児地域医療センター等との連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施
  - ・ 医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献
  - ・ 療養・療育支援を担う施設と連携
  - ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施

#### ウ医療機関の例

- · 大学病院(本院)
- · 小児専門病院
- · 中核病院小児科
- 高次機能病院

#### ② 【小児救命救急医療】

#### ア目標

- ・ 小児の救命救急医療を24 時間体制で実施
- イ 医療機関に求められる事項
  - ・ 小児地域医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者等、<u>重篤な小児患者に対する救急医療</u>を**24**時間**365**日体制で実施
  - ・ <u>小児の集中治療を専門的に実施できる診療体制を構築</u>することが望ましい(**PICU**の運営)
  - ・ 療養・療育支援を担う施設と連携
  - ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施

#### ウ医療機関の例

- ・救命救急センター
- ・小児救命救急センター

## ■日本小児科学会 小児医療提供体制委員会 「小児医療提供体制調査報告(2019)」 「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業(平成23年~)」

大阪府小児医療体制検討部会 資 料

#### 【地域小児科センター】

~24時間で小児二次医療を提供~ ~小児医療・保健の地域最前線での司令塔~

【中核病院小児科】 <大学病院本院・総合小児医療施設> ~網羅的包括的に高次医療の提供~ ~医療人材の育成と交流~

#### 【定義】

- u 二次医療圏に 1 か所以上
- u 24 時間の入院医療・二次救急医療, 専門医療を提供
- u 周産期母子医療センター
- u 小児科専門医育成, 一部のサブスペシャルティ研修
- u 小児科医師 9 名目標
- u 小児入院医療管理料  $2\sim3$
- u 小児在宅医療
- u 子ども虐待対応(子ども虐待対応院内組織(CPT)を有する)

#### 【定義】

- u 三次医療圏に 1 か所
- u 三次救急医療・集中治療, 専門医療を提供
- u 周産期母子医療センター(できれば総合)
- u 小児科専門医育成(専門研修基幹施設), サブスペシャルティ研修
- u 小児科医師 20 名目標
- u 小児入院医療管理料 1 ~ 2
- u 医師派遣機能
- u 小児在宅医療
- u 子ども虐待対応(子ども虐待対応院内組織(CPT)を有する)

■「中核病院小児科・地域小児科センター登録病院リスト(2019年4月改訂)

※1施設当たりの対象小児人口(全国平均):3.0万人対1

	対象医療機関							
	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市
中核病院小児科⑦	・大阪大学	・大阪医薬大	・関西医大		・近畿大		・母子センター	・大阪市大 ・大阪市総合
地域小児科センター窓	・済生会吹田 ・市立吹田市民 ・市立豊中 ・箕面市立	・済生会茨木 ・高槻	・松下記念 ・関医大総合 C ・枚方市民	・河内総合 ・市立東大阪 ・八尾市立	• PL	・耳原 ・大阪労災 ・ベルランド ・堺市総合	・岸和田市民 ・りんくう総合 ・和泉市立	<ul><li>・大阪旭こども</li><li>・大阪急性期</li><li>・大阪赤十字</li><li>・JCHO大阪</li><li>・淀川キリスト</li><li>・済生会中津</li><li>・北野</li><li>・愛染橋</li></ul>